移動支援事業の実施に関する手引き

１　サービスの内容

屋外での移動に支援が必要な障害者等が地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的として、外出に伴う介護支援を実施します。

サービスは刈谷市が指定した移動支援事業提供事業所（以下、「事業所」という。）が実施します。

２　対象者

下記のいずれかに該当する人

（１）全身性障害児・者

（身体障害者手帳１級または２級を有する人で肢体不自由の障害を有する人）

（２）知的障害児・者

（３）精神障害児・者

（４）難病患者

（５）関節リウマチ患者

　　　※障害者手帳を所持していなくても自立支援医療受給者証や医師の診断書等の支給

対象となる障害や疾病があることを証する書類により、支給対象とします。

３　利用者に対する支給決定の手続き

原則として支給の申請は、本人または主たる介護者が市役所に来庁して手続きしていただきます。申請にあたっては本人または主たる介護者に対して障害の程度や生活状況等を聞き取らしていただき、その内容を勘案して支給決定及び受給者証の交付をします。

　　支給決定を受けた利用者は本市から指定を受けた事業者と契約を行い、事業者が利用者からの要請に応じて、受給者証を確認した上でサービスの提供を行います。

移動支援の種類には、個別支援型・グループ支援型・車両輸送型がありますが、本市においては個別支援型のみ実施しています。

４　実施にあたっての注意事項

（１）障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護（以下、「居宅介護等」という）並びに介護保険サービスにおける訪問介護によって、移動支援と同内容、同時間帯の対応ができる場合には、障害福祉サービスや介護保険サービスを利用してください。

居宅介護等の支給量が不足している場合等は、障害福祉サービスの利用を補足・代替するものとして移動支援を利用できますが、介護保険サービスの限度額を超える場合等であっても、介護保険サービスの訪問介護を補足・代替するための利用はできません。

（２）現地集合・現地解散による利用は可能です。

（３）複数日にわたる（宿泊を伴う旅行等）利用はできません。

（４）身体介護を伴う利用者の場合は外出前の準備、外出中の排泄または買い物後の購入品の収納の際等、移動の前、途中または後に身体介護を行った時間は報酬算定の対象になります。また、映画鑑賞、観劇、コンサート等を観ている間の時間は介助・支援が必要な場合に限り、報酬算定の対象になります

（５）移動中の食事をした場合は、利用者及びヘルパー分ともに食費の実費負担が必要な場合があります。

（６）移動の方法は、徒歩または公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用します（公共交通機関等の利用料金は、利用者及びヘルパー分ともに別途実費負担が必要です）。公共交通機関の待ち時間や乗車中に座っている時間も身体介護等の支援が必要であれば、報酬算定の対象となります。

（７）事業者が車を運転している場合は、利用者を介助することができないため、その時間帯は報酬算定の対象となりません（要介助者の輸送には道路運送上の登録・許可（介護タクシー・福祉有償運送）が必要です）。

（８）移動支援は原則、外出支援の際にヘルパーがマンツーマンで利用者を常時支援することとしていますが、障害がある人の身体的理由等により、常時２人体制での介助が必要な場合が想定されます。その際はヘルパー２人体制の支援を認める場合があります。

（９）利用が認められない外出先が移動の起点・終点になる場合や一連の外出の中で１か所でも目的地に含まれる場合は、当該サービス全体が報酬算定の対象となりません。

（１０）入院中・施設入所中、保育園・学校の行事に参加している間または家族同伴による外出中等の本来、支援するべき人がいる環境においての利用は、報酬算定の対象になりません。

（１１）外出の範囲

①　対象となる外出の範囲

ア.社会生活上必要不可欠な外出　　イ.余暇活動等の社会参加のための外出

ア.社会生活上必要不可欠な外出の具体例

・今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後の継続性のないもの

学校や施設の見学や利用の手続き、入学手続き、会社の説明会等のための移動介助は利用できます。

　　　　・買い物や行事への参加等

買物（衣類・雑貨・本・ＣＤ等）、各種団体の行事や会合等のための移動介助は利用できます。

・冠婚葬祭等

　　　　　　冠婚葬祭への出席、お見舞い等のための移動介助は利用できます。

イ.余暇活動等の社会参加のための外出の具体例

　　　　・自己啓発や教養を高めるもの

講演会、博覧会や文化教養講座等の自分自身の教養を高めることを目的とした外出のための移動介助は利用できます。

　　　　・健康増進を図るもの

散策やトレーニングジム、プール等で健康の維持や体力の増強を図る等、身体を動かすことを目的とした外出のための移動介助は利用できます。

　　　　・生活の内容、質の充実を図るもの

　　　　　　レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等のための移動介助は利用できます。

② 対象とならない外出の範囲

ア. 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

イ．通年または長期にわたる外出

ウ．社会通念上、適当でない外出

ア.通勤、営業活動等の経済活動に係る外出の具体例

通勤のほか講演会等の外出先において収入を得ることになるものは利用が認められません。ただし、就職活動に伴うものは利用できます。

イ.通年または長期にわたる外出の具体例

保育園や学校への通園・通学またはサービス事業所への通所のための移動介助は利用が認められません。

※ 通年または長期とは６か月を超えて月に１回以上継続的に外出する必要が見込まれるものを指します。

ウ.社会通念上、適当でない外出の具体例

・宗教活動

布教活動や勧誘等の活動のための移動介助は特定の利益を目的とする団体活動のための外出であるため、利用が認められません。

・政治的活動

基本的には利用が認められません。ただし、投票の参考のための演説会への参

加、投票所へ行くための移動介助は認められます。

・公序良俗に反することを目的とするもの

ギャンブル等の公共の秩序に欠ける場所への移動介助は利用が認められません。

③ 例外的に認める外出の範囲

ア．通学・通所のための訓練

　別紙１「移動支援事業における通学・通所の取扱いについて」参照

イ. 介助者のケガや病気等による緊急時における通学・通所

　　　 　別紙１「移動支援事業における通学・通所の取扱いについて」参照

５　利用者負担額

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者 | 負担上限額（月額） |
| 生活保護世帯の人 | ０円 |
| 市民税非課税世帯の人 | ０円 |
| 世帯員の市民税所得割額の合計が２８万円未満の居宅で生活する１８歳未満の人 | ４,６００円 |
| 本人及び配偶者の市民税所得割額の合計が１６万円未満の居宅で生活する１８歳以上の人 | ９,３００円 |
| 上記以外の人 | ３７,２００円 |

６　報酬単価等

（１）算定方法

・別紙２「移動支援単価表」に基づいて算出し、利用者が身体介護の有無やサービスを提供する時間帯（早朝：６時～８時、日中：８時～１８時、夜間：１８時～２２時、深夜：２２時～６時）により報酬区分が分かれています。

・サービス提供時間が２０分以上の場合に、３０分を最小単位として算定できます。

・サービス提供時間のうち、ヘルパーが運転手を兼ねる場合等、報酬算定外となる時間がある場合には、サービス提供時間から算定外時間を控除して算定します。

・同一日において時間を空けてサービス提供する場合であっても、空白時間が２時間に満たない場合は、継続利用した場合と同様に算定します。

・時間帯による報酬区分（早朝、日中、夜間、深夜）をまたいで、サービス提供する場合については、具体例のとおりです。

（具体例）※身体介護を伴う場合

|  |  |
| --- | --- |
| 提供時間 | 区分 |
| ２０分未満 | 支給対象外 |
| １５時００分～１７時１０分 | 日中２.５H |
| １５時００分～１７時２０分 | 日中２.５H |
| １７時５０分～１８時２０分 | 夜間０.５H |
| １７時４５分～１８時１５分 | 日中０.５H※ |
| １７時００分～１８時３０分 | 日中１.０H・夜間０.５H |
| １６時００分～２０時００分 | （日中２.０H・夜間１.０H）＋（夜間増１.０H） |
| １５時００分～１９時００分 | （日中３.０H）＋（夜間増１.０H） |

　　※時間帯による報酬区分が半分ずつの場合は、早い時間の区分を適用します。